

大学における世界遺産教育の方法試案

竹 本 晃

はじめに

世界遺産条約⁽¹⁾が締結されてから 50 年近く、そして日本の物件が最初に世界遺産に登録されてから 30 年が経とうとしている。この間、多くの世界遺産に関する文献や論文が世に出され、とりわけ物件が世界遺産に登録されると一気に増える。手に取りやすい代表的な文献として、佐滝剛弘『「世界遺産」の真実⁽²⁾』、吉田正人『世界遺産を問直す⁽³⁾』、中村俊介『世界遺産⁽⁴⁾』、井出明『悲劇の世界遺産⁽⁵⁾』などがあり、いずれもさまざまな立場から世界遺産を掘り起こした良書と言える。

日本では、義務教育下における世界遺産学習が進められ、大学においても世界遺産に関する授業が増えてきた。やり方はさまざまであろうが、前者では奈良教育大学での取り組みが著名で、後者では筑波大学が牽引していると言ってよい。

ところが、上記の文献でも指摘されていることであるが、各遺産物件について、世界遺産に登録されたことは知られているが、世界遺産が何かという点については未だに浸透していない。重要文化財と世界遺産の違いもわからない。義務教育下において世界遺産学習を経てきたにもかかわらず、ほとんどの人は文化財一般との区別がついていない。

こうした状況に鑑み、本稿では、世界遺産への理解を深めるために、さしあたり大学においてどのような教育を行うべきかという一つの提言を行う。その切り口として、世界における世界遺産の価値観と日本人が思う文化財一般の価値観とは、思ったより隔たりがあることに着目する。そうした隔たりを意識しながら、世界遺産条約やそれに類する各種会議において、世界ではいったい何が重視されてきたのかを理解し、日本の世界遺産教育に何が必要なのかを考える。

1. 世界との価値観の隔たり

一般によく耳にすることは、世界遺産は国宝より上であるという認識である⁽⁶⁾。では、国宝とは何かというと、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第二十七条 2 に、「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるもの」とあり、重要文化財の一種である。重要文化財とはというと、同条によれば「有形文化財のうち重要なもの」とされる。有形文化財の定義は、第二条一にあり、条文は以下の通りである。

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

つまり、国宝は、「有形文化財」のうち、いわゆる建物や資料などを言う。一方で、同条四にはつぎのようにある。

貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁^{りょう}、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

これによると、遺跡や庭園のたぐいは、「有形文化財」ではなく「記念物」に分類されており、国宝や重要文化財とは呼ばないのである。なお、同第百九条に「記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）」とあり、続く2に「前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）」とあるように、重要なものには「特別」が付く。

このように、世界遺産には遺跡や庭園などが含まれることを考えると、世界遺産と国宝とでは、概念そのものが異なるとみなければならない。そのため、どちらが上とか下とかの判断は厳密にはつけられない⁽⁷⁾。要するに、日本の国宝は、かなり限定された概念なのである。文化財担当者からすれば、今さら感はあるであろうが、現実問題として、一般にはほとんど浸透していない。日本の人々にとって、国宝や重要文化財という言葉に馴染みがありすぎたことが、皮肉にも世界遺産への誤解を生じさせた大きな要因となっている。

そうした認識の違いに加えて、世界遺産条約およびそれに関連する会議において指摘されている重要な定義のなかで、日本では馴染みのない価値観があることに注目したい。

まず一つは、世界遺産条約⁽⁸⁾の第27条にあたる教育に関する部分である。

- 1 締約国は、あらゆる適当な手段を用いて、特に教育及び情報を通じて、第1条及び第2条に規定する文化及び自然の遺産に対する自国民の認識及び尊重の念を強化するように努力する。
- 2 締約国は、文化及び自然の遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く大衆に周知させることを約束する。

1項に、「教育及び情報」を通じて、遺産に対する「自国民の認識及び尊重の念を強化」とある。日本の『小学校学習指導要領⁽⁹⁾』においては、たとえば社会科の全体の目標には、「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」とある程度で、そこまで仰々しい内容ではない。『小学校学習指導要領解説 社会編』の第2章にもあるように、「地域社会に対する誇りと愛情を育てるとともに、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てること」をねらいとしたものである。簡単に言ってしまうと、郷土愛を育むということであろう。

現行の『小学校学習指導要領（平成29年告示）』の社会の第6学年においても、目標の(1)に「我が国の政治の考え方と仕組みや働き、国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産、我が国と関係の深い国の生活やグローバル化する国際社会における我が国の役割について理解するとともに」とあり、また(3)には「多角的な思考や理解を通して、我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う」とあり、改訂前の内容とそれほど大差はない。

『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』にも、それに対する解説として、「国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について理解するとは、我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、大まかな歴史を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産の働きなどを理解できるようにすること」とか、「我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情を養うとは、我が国の歴史についての理解を踏まえて、国家及び社会の発展に貢献した先人によって作り出された歴史や伝統を大切に国を愛する心情を養うようにすること」とあるばかりで、世界遺産条約にみられるような「自国民の認識及び尊重の念を強化」という文言にみられるアイデンティティの形成や、それを強化するといった内容は掲げられていない。

ことの善し悪しは別にして、こうした根本的なところで、世界との大きな認識の隔たりがみられることは否めない。このスタート地点のズレによって、世界遺産の普及啓発⁽¹⁰⁾への意味合いもずいぶん変わってくる。日本においてのその意味は、文化財を知り、また大切にすることに変換されていて、ましてや世界遺産を通して、日本国民であることを認識したり尊重したりすることはない。

二つ目は、世界遺産条約第27条1項の冒頭に、「教育及び情報」とある部分の「情報」に注目したい。いわゆる広報活動についてである。世界遺産条約は国際法であるから、情報を発信する役割や責任はもちろん政府にある。ところが、文化庁（世界文化遺産を管轄）は、「文化遺産オンライン」をアップしているだけで、国民が知りたい情報は、結果として地方自治体に委ねている。もちろん地方自治体の専門員が世界遺産登録への推薦文を作成し、また遺産そのものに最も接しているので、委ねるのは当然のことかもしれない。ただ、その場合、各自治体で温度差がみられたり、どこにその情報があるのかもわからない。

総体としてみるならば、広報活動は十分にはできていないと判断されても致し方ない。しかしながら、世界遺産条約第27条2項には、各世界遺産について「実施される活動を広く大衆に周知させることを約束する」とあり、各世界遺産とその諸活動がどのようなものであるかを広く発信する広報活動が重視されている。残念ながら、日本の人々にとっては馴染みのないことで、そうした責任を負っていることすら知られていない。

三つ目は、社会生活との関係の重要性である。当然のことながら、これに発する社会問題も含まれる。社会生活との関係については、2002年の世界遺産委員会において、新たな戦略目標「世界遺産に関するブダペスト宣言」で示されたことが、今につながっている。そこでは、持続可能な社会の発展に貢献するための戦略目標として4つのCが示され、その後、2007年に「Communities（共同体）」（コミュニティが果たす役割の強化⁽¹⁾）が加えられ、「世界遺産条約履行のための戦略的目標 5つのC⁽²⁾」として掲げられた。地域社会や共同体の重要性が遺産保護に欠かせないということであろう。

この点も日本人にとって馴染みのないことがらで、最近の遺産登録にあたっての推薦文や遺産と遺産をつなぐストーリー作成において、地方自治体の専門職員を悩ませているところでもある。遺産周辺の規制なら、これまでの積み重ねを土台にすればどうにかなるであろうが、地域の人々との関係や自発的な協力となると一筋縄ではいかない。また、日本の世界遺産学習においても、社会生活については、さほど重視されていない項目である。社会問題にしても、ナーバスな案件もあって難しい。

このように、世界遺産を考えるうえで、世界遺産の教育、世界遺産の広報活動、地域の社会生活との関係への理解のズレが、日本と世界との間に横たわっている。しかし、逆に言えば、それを理解することこそが、大きな意味での世界遺産教育につながるのではないかと考えられる。

2. 各世界遺産の取り組みのなかで

前章では、日本の世界遺産への理解度を高めるためには、世界との価値観の隔たりを認識したうえで、各種活動に取り組んでいかなければならないことを述べた。ここでは、各地方自治体や教育機関での事例を通して、具体的に示していく。

(1) 世界遺産学習の課題

世界遺産教育や世界遺産学習など、さまざまな言い方がなされるが、ここでは前者を大学などの高等教育、後者を義務教育に限定して考えたい。なお、大学での教育については、次章に譲る。

さて、『小学校学習指導要領』によると、現在世界遺産学習と呼ばれている学習内容については、第6学年に記されているのがあたる。「3 内容の取り扱い」の(1)のオに「例えば、国宝、重要文化財に指定されているものや、そのうち世界文化遺産に登録されているものなどを取り上

げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること」とあり、『小学校学習指導要領解説 社会編』には、これらの文化遺産について「歴史的現象や人物の働きとの関連に配慮して児童が理解しやすいものを選択して取り上げ、具体的に調べることができるようにする」と解説している。要するに、国宝や重要文化財または世界文化遺産のいずれかを取り上げて、調べる学習をするということであろう。

このように、学習指導要領のなかにも世界遺産のことが明記されるようになった。しかし、その一方で、実際の教育現場では世界遺産の何たるかが浸透せず、田淵五十生氏と中澤静夫氏は、これまでの世界遺産学習を痛烈に批判している。⁽¹⁴⁾簡単に言えば、これまでは知識偏重の学習内容であったという。そこで両氏は、関連機関の専門家を集めて委員会を立ち上げ、2008年に『奈良大好き世界遺産学習』という副読本を作成した。⁽¹⁵⁾

その当初の構成は、(1) 奈良には本当にいいものがある、(2) 古都奈良の文化財、(3) 学習モデルの3部構成になっており、(1) では「奈良のよさ」を伝えるために、東大寺の大仏に焦点をあて、(2) では子ども達に必ず伝えたいメッセージの視点と、国際理解教育の視点から文化財を紹介し、(3) では生涯学習の視点、多様なモデルの提示、総合的な学習の促進に配慮し、学習モデルを構築している。⁽¹⁶⁾

ところが、両氏の功績は大きいものの、世界遺産学習が地域学習に埋もれてしまい、結果として、世界遺産とは無関係のことまで学習しているのが現状である。もともと両氏の取り組みは、ESD (持続可能な開発のための教育) に世界遺産教育が使えないか、というところから議論をはじめているので、それはESD推進の立場からは画期的な発想かもしれないが、世界遺産教育を中心に据えた観点からは、必ずしも前向きな展開とは思えない。⁽¹⁷⁾

いくら世界遺産学習の実践方法(外国人へのインタビュー、デジタルカメラ撮影による作品集、世界平和の材料、世界遺産保護の観点から危機遺産を考える)を提示していても、遺産保護の観点を除けば、地域学習の域を超えていないし、むしろ両氏は、世界遺産のない自治体を考慮し、地域学習のなかの世界遺産学習と捉え、総じて「地域遺産学習」という考え方を提唱している。中澤氏は、かつての世界遺産学習を遠足と同じだと批判しているが、これであっても遠足と変わらないのではないか。

現在の奈良市では、世界遺産学習において、タブレットを利用してスライド作りから発表までを行う小学校もあるようだが、やはり児童たちには地域学習と世界遺産学習との区別はついていない。そもそも教員に世界遺産への理解が浸透していないように思える。

また、それと関連して、奈良市では「キッズなら遺産プロジェクト—地域や保護者を巻き込む世界遺産学習—」を掲げている。⁽¹⁸⁾それ自身は意義のある取り組みであり、他の自治体も見習うべきであろう。

ただ、実態は異なる。そこには、「期待する効果」として、「地域と保護者」が輪の中に入った図が掲げられ、このプロジェクトの目的として「活動を通して、地域や保護者と共に地域を誇りに思う心情を育む」とある。しかし、じっさいには達成できていない。少なくとも保護者である

私は、世界遺産学習にからめた活動を子供と一緒に取り組んだことはない。しかも、プロジェクトの副題に「地域や保護者を巻き込む」と言っておきながら、「それぞれの学年での学習の流れ」の図をみると、参観日で子供たちの発表を聞くだけとなっている。これではとても「巻き込む」とは言えない。

一方で、奈良市では、タブレットを活用したデジタルコンテンツ作成の取り組みがなされている。⁽¹⁹⁾とはいえ、すべての小学校で実践されているわけではないので今後⁽²⁰⁾に期待するしかない。デジタルコンテンツそのものは、以前から、石見銀山⁽²¹⁾や富岡でも、こども向けや外国人向けを含めて充実しており、遺産をわかりやすく理解できる状況にはなってきている。とりわけこの二つの世界遺産は、性格や立地上、地域学習との区別がつけやすいという利点もあり、数少ない成功例と言える。しかし、総じて世界遺産学習は、実状として地域学習との区別がついていない。

(2) 遺産情報の共有

世界遺産を知るうえで、まず認識すべきはコアゾーン⁽²²⁾とバッファゾーンである。「○○は世界遺産」という認識では、思わぬ失敗をしかねない。ありがちな例をいくつかあげる。

まずは、1993年に登録された世界自然遺産の白神山地である。白神山地は、青森県と秋田県にまたがる130,000 haに及ぶ広大な範囲を指す。そのなかで世界遺産の範囲は、白神岳を含む16,971 haという限られた区域である。

ここでよく耳にするのが、世界遺産の白神山地に行ってきたという人の話である。山には登っていないけれど、きれいな湖をめぐってきたと。ここで言う「山」とは大峰岳または白神岳、「湖」とは十二湖のことで、これらは白神山地の西側（日本海側）の観光地にあたる。

しかしながら、そこは白神山地ではあっても、世界遺産エリアではない。白神山地の西側は、ほとんどが世界遺産エリア外なのである。世界遺産エリア内に入るためには、標高1000メートルを超える白神岳の頂上まで登らねばならない。登山の用意なしには、簡単にはたどり着けないのである。西側から世界遺産エリアに入るには、一般の観光客にとってはハードルが高い。事前にコアゾーンとバッファゾーンを調べておかないと、本人は世界遺産に行ったつもりでいるが、じつは行っていなかったという状況になりかねない。

1993年に登録された世界自然遺産の屋久島でも同じことが言える。縄文杉までたどり着ければ問題ないが、一般に往復10時間かかると言われるなかで、途中で断念することもあるであろう。縄文杉の手前にウィルソン株や大王杉などの著名な屋久杉もあり、これらの場所は世界遺産エリアの手前にあたるため、たとえば、白谷雲水峡から登ったとして、ウィルソン株で断念した人は、約10時間近くかけて歩いたにもかかわらず、これもじつは世界遺産に行っていないケースに入れられる。

このように、世界遺産エリア（コアゾーンとバッファゾーン）を把握していないと、思わぬ失敗をしてしまうこともある。上記の二例は、世界自然遺産であったが、世界文化遺産については、もっと複雑でわかりにくい。

2018年登録の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」(長崎県)や、2015年登録の「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(岩手県、静岡県、山口県、福岡県、熊本県、佐賀県、長崎県、鹿児島県)などであれば、はなから構成資産間の距離が遠いとわかっているため、注意はするはずである。しかし、2007年登録の「石見銀山遺跡とその文化的景観」(島根県)などは、石見銀山ばかりに目が行き、構成資産が分散していることに気づかないこともある。

「石見銀山遺跡とその文化的景観」の構成資産は、中心となる銀山柵内のみならず、銀山の奪い合いに関連する山城(石見城跡、矢滝城跡、矢筈城跡)、中心部から港への物資を運ぶ古道とその港や町並み(石見銀山街道鞆ヶ浦道、鞆ヶ浦、石見銀山街道温泉津、温泉津重要伝統的建造物群保存地区、沖泊道、沖泊)からなる⁽²³⁾。そのうち世界遺産登録前後における石見銀山全域と港町である温泉津温泉の観光客の推移をみてみたい。⁽²⁴⁾

登録前の2006年には、石見銀山全域で400,000人、登録年の2007年には713,700人、2008年には813,200人と急激に増えている。この時は、休日になると、住民が家から出られないほど人が溢れかえっていたという⁽²⁵⁾。ただ、2009年には560,200人と急激に減少し、以降は増えることもなく安定し続けている。

一方の温泉津温泉は、登録前の2006年には、51,793人、登録年の2007年には62,958人、2008年には56,049人となり、登録年にはやや増えているが、翌年には登録前の状況に戻っている。石見銀山全域が急激に増えたことと比べれば、とても連動しているとは言いがたい。やはり、同じ世界遺産に登録されても、観光客のなかで世界遺産エリアへの認識は低いと言わざるを得ない。世界遺産についての情報共有は、日本では未だなされていないと考えるべきである。

ところで、そうした構成資産やその範囲を含めて、各世界遺産の情報発信がどのようになされているかという点、訪れる前に調べる手段としては、やはり自治体のホームページが主な役割を果たしている。それとともに、各世界遺産には、現地に中核となるガイダンス施設をもつところが多く、また各自治体もこちらのホームページに情報を集約している場合が多い。

「石見銀山遺跡とその文化的景観」であれば石見銀山世界遺産センター、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」であれば平泉文化遺産センター、「富岡製糸場と絹産業遺産群」であれば群馬県立世界遺産センターなどである。地方自治体が運営しているところもあれば、指定管理者制度を導入しているところもあり、さまざまである。

このようなガイダンス施設の存在は、世界遺産をめぐるうえで、あるいは理解するうえで、重要な役割を果たすことは想像に難くない。利便性で言えば、道の駅のなかにある「紀伊山地の霊場と参詣道世界遺産情報センター(高野地域)」や、道の駅に隣接している知床世界遺産センターなどもあり、利用者視点で設けられているところもある。ところが、そうした存在があまり知られていないのが現実で、ガイダンス施設を素通りしたり、現地に足を運んだ時にはじめて知るか場合や、あとになって気づくこともある。

一方で、施設のあり方自体も観光客にとってわかりにくい側面をもっている。たとえば、屋久

高では、環境省の屋久島世界遺産センター、鹿児島県の屋久島環境文化村センター、屋久島町の屋久杉自然館など複数あって、各管轄に分かれていることを知らない観光客にとっては、よく似た施設がたくさんあるだけにしか見えない。じっさいには、いずれも優れたガイドンス機能を持ち、内容も棲み分けされているので、すべて見学した方がよい。とはいえ、限られた時間しかない観光客にとっては難しく、またどれを選べばよいかわからない。

さらには、ガイドンス機能をほとんどもっていない施設もある。白神山地に関連する施設として、西目屋村に白神山地世界遺産センター（西目屋館）と白神山地ビジターセンターがある。前者は、世界遺産センターと名の付く通り、ほかの地域にみられるようなガイドンス施設かと思えばそうではなく、どちらかと言えば研究・研修施設（環境省管轄）と見た方がよい。本格的なガイドンス機能をもった施設は、白神山地ビジターセンター（青森県管轄・指定管理）の方である。

なお、「古都奈良の文化財」や「古都京都の文化財」のように、そもそもガイドンス施設のないところもある。総体としてみれば、世界遺産の広報活動、そしてそれによる情報の共有がなされていないと言えるであろう。このようにみると、世界遺産がなんたるかを知るために、まずはガイドンス施設があることを広報しなければならないのかもしれない。

(3) 地域社会との関係

地域社会や共同体の重要性が遺産保護に欠かせないと考えられるようになってから、近年に登録された世界遺産は、その点がひじょうに重視されてきた。ただ、地域社会との関係といっても、さまざまである。遺産登録にあたっては、地域住民や団体の協力は不可欠である一方で、登録によって生ずる負の側面もあり、それらを含めた社会問題として捉えなければならない。

まずもって問題となるのは、オーバーツーリズムを引き起こす観光客の過度の流入であろう。石見銀山の事例を先に紹介したが、2011年に登録された「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」でも同様の現象が起きている。平泉では、200万人前後であった観光客数が、登録翌年の2012年には264万人に達した⁽²⁶⁾。この時の様子をタクシーの運転手に聞くと、今はガラガラとなっている駐車場にすら入れないほどであったという。それが2013年以降は、登録前の水準にまで落ち込み、その後は200万人前後で安定している⁽²⁷⁾。

石見銀山も平泉も、結果的にみると、一時は急激に増えたものの、元の水準に戻っているわけであるから、世界遺産に登録されても、プラスになっていないのではないかと見えてしまう。また、これが世界遺産登録による一定の傾向とみるならば、観光客の過度の流入により、さまざまな問題が起きるのをわかっていながら、登録に向けて心血を注ぐことにどれほどのメリットがあるのかと疑いたくなる。

ただ、たしかに観光客数だけにしよれば、オーバーツーリズムの問題や、翌年以降の人数の激減はマイナス面にしか見えない。しかしながら、激減以降に安定している点に注目すれば、別の見方も可能ではないか。2012年をピークに減少しているとはいえ、安定的に観光客が来るのは、

やはり世界遺産に登録されたことによって、認知度が上がったからではないかと思える。登録前の200万人と登録後の200万人の質は異なると見た方がよい。あとはこの状況について、地域住民がどのように捉えるかであろう。2012年のピーク時を求め続けるのか、安定した状況で自身を充実させるのか。

オーバーツーリズムといえば、ほかにも定番の大きな問題がある。世界遺産のなかでは、とりわけ自然遺産に多いトイレやゴミ問題である。富士山でも世界遺産への推薦の時に問題とされていたが、屋久島は、気軽に行けない分、もっと深刻かもしれない。縄文杉に行くまでの間に、登山口を除けばトイレは1コースにつき二つほどしかない。その対策として、携帯トイレの持参が推奨されている。1コースに二つほど携帯トイレブースがあるから、用を足せる場所は、1コース全体で4箇所ほどにはなる。

ただし、携帯トイレを使うかと言われれば、用を足した後にそれを持ち歩かないといけないので、じっさいには使いにくい。環境省による2017年度のモニタリング調査において、携帯トイレを持って行った人の使用率は約9%であった⁽²⁸⁾。携帯トイレブースといっても、ただの小さいテントであるから、我慢の方を選択する人が多いということであろう。

オーバーツーリズム以外の問題としては、都市部に多く見られる建築物による景観問題がある。下鴨神社の糺の森内におけるマンション建設や、仁和寺の門前におけるガソリンスタンドなどの建設問題があった⁽²⁹⁾。いずれも市民による反対運動が起こっている。しかし、このような問題は、法的な問題や規範意識の問題などがあり、規制にかからない場合は、いずれが正しいのか判別がつけられない部分もある。ここはやはり地域住民たちが集まって、問題が起きないように法整備を進めていくしかない。

つぎに、地域住民の取り組みにおいて、正の側面が垣間見える事例を紹介する。世界遺産に直結した地域住民の協力が色濃く表れているのは、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の事例である。

長崎では、遺産の保存と活用の観点から、地域コミュニティの重なり合いや階層性の分析がなされている⁽³¹⁾。それによると、構成資産のうち、「平戸の聖地と集落」(春日集落と安満岳)と「天草の崎津集落」をとりあげ、地域住民のコミュニティのみからなるものと、外部からの住民が参画するタイプがあるとされている。とりわけ春日集落において、地域におけるさまざまな活動の賛同者からなる団体(安満の里 春日講)が、来訪者の受け入れのために「かたりな」と呼ばれる施設(平戸市が設置)の運営に積極的に協力し、語り部として世界遺産の価値についてガイドンズを行っていることは特筆される。語り部の減少は課題であるとしつつも、遺産の価値を共有する場を設けるなどの取り組みや、地域住民による遺産への「価値の自覚」が必要だとするのは重要な指摘である。地域の語り部らも、来訪者とのコミュニケーションを楽しくできているようである⁽³²⁾。

さて、もう少し観光に特化した取り組みとしては、民間の運営による世界遺産の現地解説ツアーなどがある。屋久島や2021年登録の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」(鹿児

鳥取県、沖縄県)の奄美大島など、世界自然遺産においては、登録される前からそうした取り組みは行われている。それが世界遺産に登録されたことによって、どれだけアップデートできたか、あるいは新たに企画されたかが重要になってくる。

屋久島では、縄文杉まで往復10時間もかかることや、登山バスの最終便が早いことなどから、復路を計算して山を歩かねばならない。屋久島をはじめ訪れる人や、登山に慣れていない人たちには、ガイドなしでは厳しいと言われており、また私自身登った経験からもそう思う。近年では、1時間に120ミリの局地的な豪雨によって、約300人ほどが山内に取り残され、登山バスでさえも立ち往生したという災害事例もあったが、⁽³³⁾テントを担いで登るなど、万が一に備えてくれるガイドの存在は大きい。世界遺産登録後、年々入山者は増え、軽装での遭難者も多いというが、入山者数は徐々に安定し、量より質が求められているとの分析もある。⁽³⁴⁾いずれにしても、民間の取り組みが顕著な場所である。

2005年に登録された「知床」(北海道)においても、民間の業者による活動は活発である。知床半島を海からめぐる生態系や地形を観察できるツアーは人気で、いくつかの民間業者が競っている。世界遺産エリアにあたる知床五湖には、周遊の拠点である知床五湖フィールドハウスがあり、そこでは期間を限定して、「知床五湖登録引率者」による地上遊歩道のガイドツアー(有料・要予約)が行われている。

「知床五湖登録引率者」とは、ヒグマとの遭遇回避や、遭遇時の対処法を習得した、民間から募った熟練のガイドである。⁽³⁵⁾募集要領をみると、かなり厳しい条件をクリアされた方々であると思われる。そのガイドによる有料ツアーでは、植生をはじめ、動物の痕跡や地形の状況など、幅広くレクチャーしてくれる。

これらは、利用調整地区制度(2011年)に基づいて実施され、遊歩道に立ち入るには「知床五湖登録引率者」の同行が義務づけられている。有料ゾーンはあるけれども、自然景観や生物の多様性を保護するためには制限が必要であるという発想であろう。あまり日本では浸透していないが、海外では普通らしい。⁽³⁶⁾日本において、営利目的ではない有料ゾーンを積極的に設ける方式が少ないのも、世界遺産における世界との価値観の違いとみられる。

白神山地の東側の暗門地域(西目屋村)においても、同じような民間の熟練ガイドが控えている。彼らは、西目屋村における宿泊施設や観光施設・事業などを管理運営する一般財団法人ブナの里白神公社に所属しているトレッキングガイドである。ガイドがなければ、ブナ林を見るにしても、知識がないので、ただ見て帰ってくるだけになってしまう。少々値は張っても、知識も安全対策も万全のトレッキングガイドの利用は必要であり、世界遺産としての価値を理解することにもつながるはずである。

世界文化遺産の方でも、営利目的ではない民間のガイドが活躍している。石見銀山においては、ガイドが必須の有料ゾーンがある。石見銀山世界遺産センターから専用バスに乗って、人数制限を設けて実施される現地ツアーである。このツアーでは、石見銀山全盛期に掘られた大久保間歩や、近年発見された釜屋間歩などをめぐることができる。なお、ここでのガイドは、遺産中

心部の大田市大森町の住民に限定せず、広く募っているという。

このように、地域社会との関係から日本の世界遺産を概観してみると、自治体によっては世界での世界遺産の価値観に相応して活動している側面もあるが、教育や広報などの活動に比して、やはりまだ意識は薄いのではないと言える。

3. 世界遺産教育の方法

前章までに、世界における世界遺産の価値観が、日本に十分浸透していないことについて、実例を通して述べてきた。教育面において、義務教育下での世界遺産学習がそのようであれば、課題は大学などの高等教育に持ち越されることとなる。それをあらわすかのように、世界遺産学習を受けた記憶すらない大学生がほとんどである。本章では、世界遺産学習を経っていない学生や記憶にない学生を含め、一から理解するための世界遺産教育の方法論を提示する。

まずもって問題なのは、「世界遺産学」という学問がないことである。世界遺産を専門とする学者もいない。そのことは、おそらく世界遺産学習や教育がうまく機能しないことにも関係している。日本のなかであえて専門家というなら、世界遺産をもつ自治体の文化財担当職員、それを指導する文化庁の専門職員、ユネスコ関係諸機関（各委員会を含む）の職員や委員、それらを丹念に取材する一部の記者などであろう。大学の教員であっても、元々の専門分野があるので、最初から世界遺産の分野に特化した研究者はほとんどいない。要するに、さまざまな専門分野の人の協力を得て、世界遺産の推薦や保護が行われていると言ってよい。

協力して行われていると言えば聞こえはよいが、もちろんそれによる弊害もある。集められた専門家は、自治体によっては、予算の関係もあり、すべての関連分野の専門家を揃えられるわけではない。そうなると、助言を得た専門家の分野に内容が偏ってしまうのである。

だからといって、世界遺産に特化した専門家の育成というのも、今からでは現実的ではない。ではどうすればよいか。端的に言えば、何らかの分野の専門家であっても、一度専門分野を横に置いて、まずは世界遺産のなかにみられる価値観を知るのが先決である。学生の立場でも同じことが言える。遺産の内容理解は二の次である。

再三述べてきた価値観の隔たりという観点から考えると、世界遺産教育を進めるにあたっては、①世界遺産センターからの評価、②世界遺産エリア、③教育活動、④広報活動、⑤外国人対応・バリアフリー化、⑥地域社会との関係などの分析項目があげられる。以下、授業のなかでじっさいに取り組んできた、あるいは取り組むべき内容を提示する。

①の世界遺産センターからの評価の分析は、実質は ICOMOS からの評価であるが、日本側から出した推薦書の内容と、世界遺産センターの審査結果を見比べたときに、乖離している場合や、推薦書の評価基準とは異なる評価が下されることもある。後者においては、「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」が、推薦文では評価基準の ii iv vi にあて込んだが、結果は ii vi に該当するのみとされた。

世界遺産の登録にあたり、提出した推薦文と、ICOMOSの審査を経て、世界遺産センターから出された評価との違いを分析することは、世界基準での世界遺産の価値観を知るうえで、ひじょうに重要なことである。学生には、遺産の内容よりも、まずは日本での価値観と、世界遺産の範疇で考えられている価値観との違いを理解してもらいたい。遺産登録に申請して、すぐに登録に至らなかった案件（登録延期や情報照会）などが、わかりやすい材料となる。推薦文も評価文も、文化遺産オンラインに公開されているので、作業は難しくない。それと同時に、i～xの評価基準とも比較すれば、いっそう理解が深まる。

②の世界遺産エリアの分析は、まずは各遺産におけるコアゾーンとバッファゾーンを把握することからはじまる。そしてつぎに、何に基づいてその範囲が設定されているのかが重要になってくる。それには、世界遺産センターからの指導がどのようなものであったのかも当然関係してくる。

学生にとって、保護区域や規制などの法的な内容は、義務教育下では扱ってこなかった領域である。まずは、世界遺産に登録される前に、何を目的とし、どのような規制があったのかという点から把握し、つぎに、登録に向けて、それらがどのように追加され、組み合わせられ、変わっていったのかを追っていく。こうした作業は、各種法令のみならず、地域のことを知るうえでも貴重な機会となる。ただ、学生にとっては、このテーマが最も難しいという。

そして、登録前における審査の結果、推薦側が満足の得られるものであったか、不備を指摘されたかなど、保護の観点と求められている価値観を知ることにつながる。

なお、世界遺産エリアの分析は、新たな見方も可能になる。日本には文化遺産と自然遺産のみで、それらを複合した複合遺産がまだない。しかし、白神山地の世界遺産エリアをもう一度見直してみると、近年、東に隣接したところで白神山地東麓縄文遺跡群が見つかっている。この遺跡は、縄文草創期（約15000年前）～縄文晩期の集落跡を中心としたものである³⁷⁾。

世界遺産白神山地は、広範囲にわたるブナの原生林が顕著な自然遺産であるが、これらのブナは約9000～8000年前のものであるとされ、そこでは縄文人の方が数千年も前から活動し、ブナが原生してからは、ブナの原生林と共に縄文人は生活していたことがわかっている。かりに世界遺産白神山地に白神山地東麓縄文遺跡群を加え、一体であるとみるならば、日本ではじめての複合遺産になっていた可能性があったのではないか。そうした考えも、世界遺産エリアを探っていくとみえてくる。

③の教育活動の分析は、各遺産をもつ自治体が、どのような教育活動を実施しているかを探る学習である。義務教育下での世界遺産学習において、どのように遺産を活用しているか、あるいはどのような教育コンテンツを作っているのか。作っている主体は、同じか別か。または共有しているのか。そしてその効果はどのようなものであるかなどの分析手法がある。

学生に世界遺産を振り分けてプレゼンしてもらおうと、各自治体の教育活動が相対的にみえてくる。学生たちは、プレゼンごとに事例が増えるので、授業の回を経るに連れてディスカッションがさかんになり、同時に各自治体の特徴や善し悪しも、学生間で共有でき、全体のなかで分析が

できるような状態になる。

④の広報活動の分析についても、同じことが言える。まずは各遺産の広報活動がどのようになされているのかを探る分析からである。たくさんある場合には、どこが発信し、組織的に行われているのか、それぞれが行っているのかなど、各遺産ごとに学生を割りあてると、やはりプレゼンごとにディスカッションとなる。どのように行えば効率的なのか、また効果的なのか、そもそもなぜその主体が広報を行っているのかなど、各種広報活動を追いながら分析することは、社会の仕組みを知ることにもなり得る。

⑤の外国人対応やバリアフリー化の度合いをみることは、自治体というより、各遺産管理者における世界遺産に対する意識が読み取れる。これは広報事業とも関わってくる内容であるが、世界遺産を目指して訪れる外国人観光客に対して、どこまで配慮しているのかを探ると、遺産の管理主体がどれくらい世界遺産を意識して活動しているのかがわかる。世界遺産への推薦は、自治体が勝手におこなったことだと言い張るところもあれば、積極的に活動しているところもある。

このような意識の違いがあることは、学生にとっては思ってもみなかったことで、どちらかと言えば、みな積極的に活動しているものと認識していた学生が多い。ところが、学生たちがじっさいに聞き取り調査に行くと、意外な答えが返ってきて驚かされるという。

寺社仏閣で言えば、本来の景観や荘厳が失われるから、むやみに対策はしないというところも多い。外国人対応では看板、バリアフリー対応ではスロープの設置などが代表的な事項である。それらをあえて設置しないのは、排除ではなく、さまざまな理由があるということである。もちろん予算の問題もある。

教育・調査方法としては、同じ寺社仏閣でも、各種対応を実施しているところとそうでないところを分類し、それをもとにディスカッションを行う。聞き取り調査が主体となるので、学生にとっては、これもまた社会問題に触れるよい機会となる。

⑥の地域社会との関係の分析は、①～⑤とも密接に関係している。近年では、1章でも紹介したように、「Communities (共同体)」（コミュニティが果たす役割の強化）が重視されているが、日本ではまだ馴染みのない考え方である。たとえば、文化財一般であれば、保護という観点からは、文化財の保護だけに目が行ってしまいがちである。景観でも同じである。

しかし、世界的な価値観では、それを保護・維持するコミュニティの協力がいかほどであるかが重要なのである。世界遺産センターからの指示も含めて、どのような社会的・法的対策を取っているのかを探ることは、価値観の隔たりを理解する直接的な材料となる。

また、景観を害する建造物の建設問題などを調べると、保護対策が十分であるかなどもよくわかり、またそれに対する自治体の態度や住民の反応を知ることができる。それも、社会問題の理解に不可欠な事項である。

以上のように、価値観の隔たりに着目し、①～⑥までをあげてきたが、もちろんこれらのテーマ以外にもいろいろあるはずである。私が授業で取り組んできたなかで、現在必要であると思うテーマがこれらというだけである。ほかにも切り口があるかもしれないが、現状で学生が取り組

んで意義のあるテーマをあげた次第である。

おわりに

これまで世界遺産学習や世界遺産教育のあり方について述べてきた。まとめると、以下のようになる。

まず、日本での世界遺産に対する認識が、世界での認識と比べて大きく隔たっていることを、世界遺産条約や「作業指針」および日本の文化財保護法や学習指導要領から確認した。その認識の隔たりについて、大きく三つをあげるとすると、世界遺産の教育のあり方、広報活動の責任、地域の社会生活との関係についてである。

つぎに、そうした隔たりについて、世界遺産をもつ各自治体がじっさいに取り組んでいる活動を通して具体的に示した。世界遺産学習の課題として、奈良市教育委員会と奈良教育大学の取り組みを紹介し、ある側面では画期的な成果であるが、本論の視点からすれば、地域学習のなかの一側面として世界遺産が捉えられており、世界遺産を理解する必要のない世界遺産学習となっていることを指摘した。

世界遺産の広報活動の責任については、いかに情報が一般市民に共有できているかが重要であった。世界遺産エリアであるコアゾーンやバッファゾーンのあり方、ならびに情報発信の窓口である各地の世界遺産センターガイダンス施設の存在認識を高めるという責任を負うことこそが、いち早く情報の共有につながっていくものと思われる。

地域社会との関係については、正の側面と負の側面があった。正の側面では、コミュニティの参画と民間運営（有料）の現地ガイドや解説の必要性を指摘した。これらは、世界における世界遺産の価値観と合致しており、今後も普及啓発すべき事項である。負の側面では、オーバーツーリズムが引き起こす過度の観光客の流入やトイレ問題をあげた。むやみに観光客を増やすのが目的か、世界遺産であることを認知してもらい、充実した観光コンテンツを提供していくのか、舵取りが難しいところである。

いずれにしても、日本のなかでは、世界遺産に対する価値観が世界に追いついていないのが現状で、それらを踏まえて世界遺産学習や世界遺産教育を実行していく必要があり、そのために6つの分析項目を提示した。

①世界遺産センターからの評価、②世界遺産エリア、③教育活動、④広報活動、⑤外国人対応・バリアフリー化、⑥地域社会との関係である。①～⑥を分析していくと、各自治体や遺産管理主体の不十分な側面が目立ち、いかに世界と価値観の隔たりのあるのかがみえてくる。しかし逆に、そうしたところが、一般的な文化財との違いであるとも認識でき、それと共に、なぜ世界遺産のことを世界基準で知らなければならないかの理解につながってくるはずである。

学生たちは、教員が世界遺産を調べてくるように指示すると、すぐに文化財・遺跡・庭園・景観などの内容自身を調べてしまう。それこそ詰め込み教育であり、またそれなら世界遺産になる

うがなるまいが、同じ内容となるはずである。授業では、内容はほどほどにし、世界遺産たる側面を調査し、考えてくるように指示しているものの、うまく伝わらないことも多い。今後は、それこそ価値観の転換を一気に図るために最も有効な手段は何か、ということを探っていきたい。

注

- (1) 正式には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」であるが、略称を用いる。
- (2) 佐滝剛弘『「世界遺産」の真実—過剰な期待、大いなる誤解』（祥伝社、2009年）
- (3) 吉田正人『世界遺産を問い直す』（山と溪谷社、2018年）
- (4) 中村俊介『世界遺産—理想と現実のはざままで』（岩波書店、2019年）
- (5) 井出明『悲劇の世界遺産—ダークツーリズムから見た世界—』（文藝春秋、2021年）
- (6) 文化財保護法については、すべて e-Gov ポータル (<https://www.e-gov.go.jp>) を利用。
- (7) 中村氏注(4)書 (p 46) によると、各種指定文化財の上に世界遺産が載る序列化のイメージは、関係者のなかでは暗黙のうちに了承されてきたという。
- (8) 世界遺産条約の条文については、文部科学省ホームページの「ユネスコ関係条約一覧」を参照。
- (9) 平成 20・21 年改訂のものを用いる。本文は、文部科学省のホームページを参照。
- (10) 「世界遺産条約履行のための作業指針」の第 211 項には、「世界遺産条約を推進するための支援」の目的として、「文化遺産及び自然遺産を保存する必要性に対する一般市民の認識、理解、評価を向上させること」とある。なお、「世界遺産条約履行のための作業指針」は、すべて文化庁仮訳（2018年 12月）を参照。以下、「作業指針」と略す。
- (11) ユネスコホームページの「About World Heritage」の Decision : CONF 202 9 Budapest Declaration on World Heritage (<http://whc.unesco.org/en/decisions/1217/>)
- (12) 「作業指針」の訳を参照。
- (13) 注(11)の Decision : 31 COM 13B The “fifth C” for “Communities” (<http://whc.unesco.org/en/decisions/5197/>)
- (14) 中澤静夫・田淵五十生「地域学習としての「世界遺産教育」」（『奈良教育大学紀要』第 57 巻第 1 号（人文・社会）、2008 年）では、「一種の「遠足」」であったと表現している。
- (15) 現在、奈良市の小学校では、新しい世界遺産学習構築のための検討委員会監修・世界遺産学習資料作成委員会編『奈良大好き世界遺産学習』（令和 3 年改訂版）が使用されている。
- (16) 注(14)。なお、注(15)の副読本では、1「奈良には本当にすばらしいものがある」、2「古都奈良の 8 つの資産の紹介」、3「やってみよう世界遺産学習」とある。
- (17) 田淵五十生・中澤静夫「ESD を視野に入れた世界遺産教育—ユネスコの提起する教育をどう受けとめるか—」（『教育実践総合センター研究紀要』第 16 号、奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター、2007 年、田淵五十生『世界遺産教育は可能か—ESD（持続可能な開発のための教育）をめざして—』（東山書房、2011 年）。
- (18) 奈良市教育委員会のホームページの「世界遺産学習」を参照。
- (19) 奈良の世界遺産学習「もっと奈良っちゃん WEB」(<http://sekaiisang.naracity.ed.jp/>)
- (20) 石見銀山世界遺産センターのホームページ (<https://ginzan.city.ohda.lg.jp/>)
- (21) 群馬県立世界遺産センターのホームページ (<https://worldheritage.pref.gunma.jp/whc/>)
- (22) 現在は「資産」と呼ぶように変わったが、紛らわしいので、本稿では旧称を用いる。
- (23) 文化庁の文化遺産オンライン (<https://bunka.nii.ac.jp/>)
- (24) 数値は、大田市総務部情報企画課調査統計係編『統計おおだ—平成 22 年版—』（大田市役所、2011 年）による。
- (25) 伊藤徳広「石見銀山—登録前後の盛り上がりから持続可能な保全へ—」（『月刊文化財』第 685 号、2020

年。

- (26) 平泉町編『平泉町観光振興計画』（2020年3月）。
- (27) 平泉町まちづくり推進課編『数字でみるこの町のかたち 令和元年町勢要覧・資料』（岩手県平泉町、2019年）、同『数字でみるこの町のかたち 令和3年町勢要覧・資料』（岩手県平泉町、2021年）。
- (28) 平成29年第1回屋久島世界遺産地域連絡会議（平成30年2月17日）の【資料4】「平成29年度モニタリング調査について（環境省）」を参照。
- (29) 2015年4月10日付産経新聞デジタル版（<https://www.sankei.com/article/20150410-CXOQ46MV7ZLLJMK5MBADRG557Y/>）ほか。
- (30) 2015年9月18日付日本経済新聞デジタル版（https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG18H20_Y5A910C1CC0000/）ほか。
- (31) 川口洋平「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」における地域コミュニティと価値の継承『月刊文化財』第685号、2020年。
- (32) 植野健治「平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）・（中江ノ島）」『月刊文化財』第662号、2018年。
- (33) 2019年5月18日付日本経済新聞デジタル版（<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO44990770Y9A510C1CZ8000/>）ほか。
- (34) 加藤倫之「屋久島世界自然遺産—登録の効果と課題—」（<https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/wh/wh.htm>）
- (35) 知床五湖登録引率者の新規養成者募集要領（<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/2001232.pdf>）
- (36) 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟編『世界遺産年報2018』（講談社、2018年）p11など。
- (37) 白神山地東麓縄文遺跡群については、すべて岡本洋「白神山地と西目屋縄文遺跡群」（『縄文』32号、2020年）、青森県立郷土館編『新説！白神のいにしえ—津軽ダム建設に伴う発掘調査成果とともに—』（2018年）を参照。